

企画 企画調整課からのお知らせ

◆空き家リフォーム促進事業について

空き家の利活用を促進するため、改修に要した経費の一部を助成します。

空き家を放置すると、家が傷むだけでなく、防災・防犯・衛生・景観のうえでも近隣に迷惑をかけることとなります。早めに手入れをして、有効に活用しませんか。

【補助対象の空き家】

個人が自ら居住することを目的に建築し、1年以上継続して居住していない家屋。

※アパート、マンションや賃貸住宅として利用されていた家屋は対象となりません。

【補助対象者】

空き家の所有者または賃貸や売却を行うことができる権利を有する方。



【補助要件】

1. 市区町村民税などに滞納がないこと。
2. 居住地の自治公民館に加入していること。
3. 町内の建築業者など（個人事業主を含む）に空き家の改修を発注すること。
4. 申請年度内に工事が完了すること。
5. 改修後、賃貸や売却するほか、自己または親族などが居住すること。

※賃貸や売却に当たっては、『大崎町空き家等バンク制度』(27ページ参照)に登録すること。

【補助対象経費】

1. 住宅の機能向上のための修繕、模様替え、設備改善（店舗や倉庫などは対象外）に要する経費。ただし、備品の購入や外構工事は対象外とします。
2. 家財道具などの運搬および廃棄に要する経費。
3. 空き家の改修などに要する経費（消費税は除く）で、その額が30万円以上であること。

【補助金の額】

補助対象経費の2分の1以内で50万円を上限とします。なお、補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとします。

【申請】

改修工事着工前に申請書類を提出し、町より交付決定を受けてください。改修中、改修後の申請については受理することができません。



スマホで広報紙

広報おおさきをアプリで配信中です!!

広報紙をもっと身近に
i 広報紙 広報



アプリで読むには


App Store・Google Playから「広報紙」を検索し、ダウンロード → お住まいの地域ほか簡単な設定をします。 → 最新の広報紙が配信されます。

おすすめポイント

- ① **カンタン** …… ホーム画面からタッチ1つで最新号を開覧できます。
- ② **スクラップ** …… 気になる記事は画像として保存。そのままメールやSNSでシェアできます。
- ③ **プッシュ通知** …… 発行日の通知だけでなく、防災情報やイベントのお知らせが直接アプリに届きます。

※アプリ内に広告が表示されますが、大崎町とは関係ありません。※アプリは無料ですが、情報の受信には通信料が必要となります。ご注意ください。

▼QRコードからもダウンロードできます。



お問い合わせ先:企画調整課 企画広報係 ☎099-476-1111 ※ i 広報紙の利用やシステムについては、㈱ホープ ☎092-716-1404)にお問い合わせください。